

大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援に関する規則の制定について

大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援に関する規則を次のように定める。

令和2年6月4日

大川村長 和田 知士

大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援に関する規則

(令和2年6月4日規則第5号)

(第1回改正 令和4年9月14日規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体支援条例（令和2年大川村条例第9号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 この支援の対象となる産業団体等とは、大川村に住所を有する農業・林業・商工業等において村の活性化に寄与している団体又は個人で、申請日時点において、村内で一年以上継続して経営しており、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の制度等により助成等を受けることができる場合は、その助成等を優先させるものとする。

- (1) 国の緊急事態宣言等により売上高が前年の同月と比較して20%以上減少している団体等
- (2) 台風等の災害により売上高が前年の同月と比較して20%以上減少している団体等
- (3) 前各2号のほか、条例第1条により支援を必要とする団体等

(支援の額)

第3条 産業団体等に対する支援の額については、次の方法により算出した額で、予算の範囲内で決定する。ただし、算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- (1) 月の売上高と前年の同月と比較した差額に売上総利益率を乗じた額の75%以内の額
- (2) 前号で算出した額が100,000円に達しない場合は、100,000円を限度とする額
- (3) 前各号によりがたい場合は、村長が別に定める方法により算出する額

(支援の申請)

第4条 支援を受けようとする団体等は、大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援申請書（様式第1号）により、村長に申請し、交付の決定を受けなければならない。

(交付の決定等)

第5条 村長は、前条の支援申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により支援金を交付することに決定した者に対しては、交付決定通知書（様式第2号）を、交付できないと決定した者に対しては、不交付通知書（様式第3号）をそれぞれ通知するものとする。

(支援金の請求及び支払)

第6条 村長は、前条の規定による交付額の確定後、交付請求書（様式第4号）による補助対象者の請求に基づき支援金を交付する。

(支援の取消等)

第7条 村長は、不正な手段により支援金を受けた者があるときは、支援の決定を取り消すとともに、既に支援を行った金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

この規則は、交付の日から施行する。

年 月 日

大川村長 様

(法人の場合は名称及び代表者職氏名)

住 所

氏 名

印

大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援申請書

大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり支援金の交付を申請します。

記

1 業 種

2 申請理由（対象者）※該当するものに☑すること。

- 国の緊急事態宣言 【第2条第1号関係】 ()
- 台風等の災害 【第2条第2号関係】 ()
- その他 【第2条第3号関係】 ()

3 支援金交付申請額 _____ 円

4 添付資料

- ①前年の確定申告書類の控え等の写し、又は前年の売上高のわかる書類
- ②現年の減収月の売上高等が分かる帳簿等の写し
- ③別紙 申請要件確認書及び支援金計算書
- ④他制度の助成支給額（予定額を含む。）がわかる書類
- ⑤その他の理由【第2条第3号関係】で申請する場合は村長が別途定める書類

【特記事項】

私は、大川村補助金交付規則（昭和54年大川村規則第4号。以下「規則」という。）の規定を熟読したうえで、規則第20条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者ではないことを確約するとともに、申請者欄に記載した者（団体又は法人の場合はその構成員全てを含む。）が同項に規定する排除措置対象者に該当する者ではないことを、警察署に照会することに対し、同意のうえで申請するものです。

この支援金は、所得税や住民税の課税対象となり、当該年度の確定申告又は住民税申告する際に支援金を計上する必要があることを認識したうえで申請するものです。

別紙 申請要件確認書及び支援金計算書

①申請要件確認

○売上高減少率確認 (減少率20%以上)

年 月	前年月売上高 【A】	当該月売上高 【B】	差額 (A-B) 【C】	減少率 C/A*100
年 月	円	円	円	%
年 月	円	円	円	%
年 月	円	円	円	%
年 月	円	円	円	%
年 月	円	円	円	%
合 計	円	円	円	

※ 減少率20%以上の月を記入すること。

※ 小数点第2位以下切捨すること。

②支援金計算

○算出方法 ※該当するものに☑すること。(1,000円未満切捨)

売上利益差額算出額【第3条第1号関係】

売上総利益率 _____ % (1-仕入れ値【 】/売上高【 】) × 100

C合計額【 円】 × 売上総利益率【 %】 × 75%

= 円 【D】

定額 【第3条第2号関係】 限度額100,000円 【D】

別途算出額 【第3条第3号関係】

= 円 【D】

※別途算出の内容

--

○他制度の助成等の有無 (予定されているものも含む。)

有 (助成等の金額 円) 【E】

無

算出額 【D】	他の助成等の額 【E】	交付申請額 (D-E) 【F】
円	円	円

申請者

様

支 援 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援金については、下記により交付します。

年 月 日

大川村長

記

交付金額 金 _____ 円

【特記事項】

この支援金等交付決定後、大川村補助金交付規則（昭和54年大川村規則第4号）第20条第1項に規定する排除措置対象者に、申請者（団体又は法人の場合はその構成員全てを含む。）が該当していることが判明した場合は、直ちに交付の決定を取消す。

申請者

様

支 援 金 不 交 付 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援金については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

年 月 日

大川村長

記

不交付と決定した理由

年 月 日

大川村長 様

(法人の場合は名称及び代表者職氏名)

住 所

氏 名

印

大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援金精算払請求書

年 月 日付 第 号で支援金交付の決定通知がありました大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援金について、下記により精算払によって交付されたく、大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援に関する規則第6条の規定により請求します。

記

1 請求金額

対 象 事 業	大川村国の緊急事態宣言及び災害時等における産業団体等支援金
交 付 決 定 額	金 円
交 付 請 求 額	金 円

2 振込先

金 融 機 関 名	
支 店 等 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	